申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部	課室等名	中央卸売市場
許	認可等名	電子情報処理組織を使用した市場外物品卸売の承認
根	拠法令	徳島市中央卸売市場業務条例
根	拠条項	第41条第1項第3号
連	絡 先	(電話 628-2759)
審查基準	基準	(市場外にある物品の卸売の禁止) 第41条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 (1)・(2) 【略】 (3) 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により別表第4に掲げる生鮮食料品等の卸売をしようとする場合であって、市長があらかじめ市場取引委員会の意見を聴いて当該市場における効率的な売買取引のために必要であり、取引の秩序を乱すおそれがないと認めたとき。 2~4 【略】 5 第1項第3号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。 6 第1項第3号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次の各号に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。 (1) 当該取引に参加する機会が、当該市場の仲卸業者及び売買参加者に与えられること。 (2) 当該取引に係る情報として、次に掲げる事項が提供されることが確実であること。ア 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級、荷姿、量目その他公正な価格形成を
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年8月1日設定(平成年月日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (設定しない ものについて はその理由)	総日数 15日(休日を除く)
	設定等年月日	平成24年8月1日設定(平成年月日最終変更)

		なりまっために必要した?声ででも目が回しつよったの
		確保するために必要となる事項で市長が別に定めるもの イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和2 5年法律第175号)第19条の13第1項又は第2項の規定に よる基準が定められている生鮮食料品等については,同条第1項
		第1号に掲げる事項 (3) 当該取引物品の引渡方法が定められることが確実であること。 (4) 当該取引において事故等が発生した場合における処理方法が適正 に定められていること。
		* 電子情報処理組織を使用した市場外物品卸売承認申請書は,別紙様 式第29号の4とする。
宷		
審査基準	基準	